

平成22年3月30日

担 担 担 電 話 内	当 当 当 (直 通) 線	課 班 者 通 線	商工振興課 金融班 川口、八木 095-895-2651 2651、2652
----------------------------	------------------------------	-----------------------	--

中小企業向け制度資金の見直しについて

長崎県では、中小企業のニーズに応じたより利用しやすい簡素な制度となるよう、制度資金全体をシンプルで分かりやすい体系へ下記のとおり見直し、新年度から実施しますので、お知らせいたします。

ただし、貸付利率や信用保証料、償還期間などの基本的な融資条件については、従来と同様であります。

記

1 実施時期

平成22年4月1日

2 見直しの主な内容

(1) 制度資金体系の整理

利用目的に応じてそれぞれに貸付利率等が異なる従来の14種類の資金を、「経営安定の支援」「小規模企業者等の支援」「緊急の資金繰り支援」「特定政策課題の推進」という観点から8資金に再編・統合する。

(2) 売上・利益減少要件の緩和

経営安定資金については、従来は前期と比較して売上や経常利益が減少している企業を対象としていたが、長引く景気低迷の中、前期の決算と比べるだけでは必ずしも企業業績が判断しがたいことから、売上・利益減少の判断要件を過去3年間のいずれかの年で判断できるようにする。

(3) 短期運転資金の融資限度額等の拡大

経営安定資金のうち短期運転資金については、融資限度額を拡大し、償還期間を延長する。

	〔現 行〕	〔見直し〕
・ 融資限度額：	500万円	→ 1000万円
・ 償還期間：	6ヶ月以内	→ 1年以内

(4) 貸付利率の上限設定

経営安定資金及び小規模企業者支援資金の貸付利率については、従来の県が定める一律の金利ではなく、貸付金利の上限を定めることとする。

→ 金融機関の判断において、貸付先企業の実情に応じ貸付金利を設定することができるようになることで、中小企業支援に柔軟に対応できるようにする。

中小企業向け制度資金 資金数新旧対照表

従 来（14資金）		見直し後（8資金）	
① 中小企業振興資金（経営安定枠）	の 支 援	1 経営安定資金	統合
② 短期事業資金		2 小規模企業者支援資金	統合
③ 無担保無保証人資金		3 下請企業・協同組合振興資金	統合
④ 小口事業資金	小 規 模 企 業 者 等 の 支 援	4 緊急資金繰り支援資金	統合
⑤ 協同組合振興資金		5 再生支援資金	継続
⑥ 下請企業手形割引あっせん資金		6 地域産業等支援資金	統合
⑦ 地域産業対策資金	資 金 繰 り 支 援	7 新産業創造資金	継続
⑧ 連鎖倒産防止資金		8 創業バックアップ資金	継続
⑨ 特定地域振興対策資金		⑧' 連鎖倒産防止資金（大型倒産関連枠）	終了
①' 中小企業振興資金（事業再生枠）	特 定 政 策 課 題 の 推 進	⑭ 中小企業経営緊急安定化対策資金	終了
⑩ ベンチャー企業支援資金			
⑪ 商店街魅力アップ支援資金			
⑫ 新産業創造資金			
⑬ 創業バックアップ資金			
⑧' 連鎖倒産防止資金（大型倒産関連枠）			
⑭ 中小企業経営緊急安定化対策資金			

【長崎県中小企業向け融資制度一覧表】

(平成22年4月1日以降)

長崎県 産業労働部 商工振興課
Tel 095-824-1111(内線2651~2654)

制 度 名		融 資 対 象	資金 使 途	貸 付 条 件			
				限度額 (万円)	利率% (年)	償還期間	保証料率% (別冊資料・年)
経営安定資金	長期資金	県内で事業を継続している中小企業者で、次の①または②に該当する者 ① 税務申告決算において、直前期とその前期以前3期のいずれかの決算期決算と比較し、売上高が減少または経常利益（個人事業者は所得金額）が減少していること ② セーフティネットの認定を受けたこと	運転 設備	5,000	2.50 以内	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.45～1.30
	短期資金	県内で事業を継続しており、短期の運転資金を必要とする中小企業者	運転	※ 短期資金は 中小企業1,000 (組合2,000)	2.10	1年以内	※セーフティネットは 0.55又は0.65
小規模企業者支援資金		保証協会の保証による借入れが、この資金の借入れを含めて1,250万円を超えない者であって、次のいずれかに該当する者 ① 県内において事業を継続し、県税を完納している小規模企業者。 ② 小規模企業者（組合を除く）のうち、特別小口保険を利用する者は、県内で同一の業種に係る事業を1年以上継続して行い、源泉徴収による所得税以外の所得税（法人である場合は法人税）、事業税又は県民税、市町村民税の所得割のいずれかについてこの資金の借入申込日以前1年間において納期が到来した税額がある者であって、かつ当該税額を完納している者	運転 設備	1,250	2.45 以内	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.50～1.60 ※セーフティネットは 0.65 ※特別小口保険は 0.65
下請企業・ 協同組合振興 資 金	下請企業 手形割引 あっせん 枠	長崎県産業振興財団に登録されている下請中小企業者で、手形の支払条件の悪化により運転資金を必要とする者	運転	2,000 組合 5,000	2.10	120日以内 (割引期間)	—
	協同組合 振興枠	長崎県中小企業団体中央会に加入し、その指導を受け、かつ一定の要件を備えた中小企業協同組合等	運転 設備	5,000 (知事特認は 別途)	2.50 1年以内 2.10	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	必要な場合 0.45～1.30

制 度 名		融 資 対 象	資金 使 途	貸 付 条 件			
				限度額 (万円)	利率% (年)	償還期間	保証料率% (対融資額・年)
緊急資金繰り 支援資金	連鎖倒産 防止枠	県内において事業を継続している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 ① 倒産企業（銀行取引停止を含む）に対し、売掛金債権等を有する関連中小企業 ② 知事が特に認めた企業に対し、売掛金債権等を有する関連中小企業	運転	別枠 3,000 (債権額を限度)	2.30	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.05～0.90 ※セーフティは 0.15又は0.25
	災害復旧 支援枠	県内において事業を継続している中小企業者で、台風、水害等の自然災害により、事業所、 商品、原材料等に被害を被った者	運転 設備	別枠 3,000			
	環境変化 対策枠	知事が認める特別の事由による経営環境の変化等により、経営の安定に支障が生じている 者で、知事が認める特定の地域で事業を行っている者	運転 設備	別枠 3,000			
再生支援資金		県内において事業を継続している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 ① 中小企業再生支援協議会の支援を受け、事業再生が可能として再生計画（経営改善計画） を策定した中小企業者 ② 厳しい経営状況（2期連続赤字決算、債務超過など）にはあるが、再建計画を策定し、 経営改善に努力している中小企業者で取扱金融機関の推薦を得た者 ③ 経営の改善が必要として、商工会議所又は商工会の支援を得て経営改善計画を策定した 中小企業者で、商工会議所又は商工会の推薦を得た者	運転 設備	5,000 (うち運転は 3,000)	2.35	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.05～1.50 ※セーフティは 0.50又は0.60
地域産業等 支援資金	地域産業 振興枠	県内の過疎地域・半島地域・離島地域において事業を継続している中小企業者で、経営の 合理化・近代化を図る中小企業者	運転 設備	2,000 ※商店街活性化枠 は、2,000（うち 運転は500） 運転は設備の1 ／2を限度 ※ベンチャー企業 支援枠は、 5,000（うち運 転は2,000）	2.35 ※商店街 活性化枠 1.95	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.05～0.90 ※経営革新特例 保険は0.35
	地場産業 振興枠	県内において事業を継続している中小企業者で、県指定地場産業を営み、経営の合理化・ 近代化を図る中小企業者であって、当該地場産業の振興に寄与するものとして市町長の推薦 を受けた者					
	商店街 活性化枠	県内において小売業又はサービス業を行う者（ただし、卸売業、製造業を行う者が小売業 を開始する場合など、既存事業の業容拡大を図る者を含む）のうち、商店街の活性化に資す るものとして、商工会議所又は商工会より認定を受けた者であって、次のいずれかに該当す る者 ① 商店街を構成する店舗の改装を行う者 ② 商店街に新たな店舗を出店する者					
	ベンチャ ー企業支 援枠	県内において事業を継続している中小企業者で、中小企業の新たな事業活動の促進に関す る法律第9条に規定する知事又は大臣による経営革新計画承認企業であって、その承認を受 けた経営革新計画に従って事業を行う者					

制 度 名	融 資 対 象	資金 使 途	貸 付 条 件			
			限度額 (万円)	利率% (年)	償還期間	保証料率% (融資額年)
新産業創造資金	県内において事業を継続している中小企業者のうち、次に該当する者 ① 一定の雇用を伴う設備投資を行う工場企業で「工場等立地促進補助金」の対象企業 ② 長崎県新産業創造構想に定める重点5分野の対象企業として、県が認定する企業 ③ 「長崎県民間事業者等省エネ・グリーン化推進事業補助金」により太陽光発電設備を設置する企業 ④ 「長崎県EV・PHVタウン推進補助金」により電気自動車又はプラグインハイブリッド車を導入する企業	運転設備 ③、④は、設備のみ	20,000 (うち運転は5,000) ③、④は、事業費から補助額を控除した額の80%を限度	①、③、④2.20 ②1.70 ①及び②1.40	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.05～0.90
創業バックアップ資金	県内において新たに創業しようとする者、または創業後一定期間未満の者で、次の各号の全てに該当する者 ① 次のいずれかに該当する者 事業を営んでいない個人であって、次に該当する者 ア 一ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有すること イ ニヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること ウ 事業を開始した日以後5年未満であること エ 会社を設立した日以後の期間が5年未満であること ② 次のいずれかに該当する者（法人の場合は代表者が次のいずれかに該当するもの） ア 商工会議所又は商工会の指導を受け事業計画書を策定した者で、商工会議所又は商工会の推薦を得た者 イ 開業業種と同一事業に3年以上従事した経験のある者 ウ 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた者で、その技術を実用化するため新たに事業を開始しようとする者 エ 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする者 ③ 県内に住所を有する者（法人の場合は代表者） ④ 県税を完納している者（納期が到来している者に限る）	運転設備	2,500 ※融資対象①ア、イは、1,000万円に自己資金を加えた額が限度	2.20	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.60

● 保証料率について

- ・ 中小企業者の経営状況（信用リスク）に応じて、記載の範囲内で段階別（9段階）に設定されます（創業バックアップ資金を除く）。
- ・ ※印は、特例保険を利用される場合で、中小企業者の経営状況に関わらず、一律の保証料率が適用されます（経営安定関連特例保険「セーフティネット」、特別小口保険、経営革新特例保険）。
- ・ 保証協会が定める定性要因を満たす事業者については、所定の料率が割り引かれます。

資金別申込先(○の信用保証協会・金融機関、又はその他の欄の各機関へお申し込みください)

資 金 名	信用保証協会	商工中金	十八銀行	親和銀行	長崎銀行	佐賀銀行	西日本シティ銀行	福岡銀行	山口銀行	肥後銀行	三菱東京UFJ銀行	佐賀共栄銀行	たちばな信金	九州ひん信金	佐世保中央信組	福江信組	長崎三菱信組	長崎医師信組	長崎県民信組	近畿産業信組	そ の 他
経営安定資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小規模企業者支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
下請企業・協同組合振興資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○			○	下請企業:(財)長崎県産業振興財団(副申) 協同組合:長崎県中小企業団体中央会(意見)
緊急資金繰り支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	連鎖倒産:債権額の確認書類 災害復旧:自治体が発行する罹災証明
再生支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	① 中小企業再生支援協議会(支援) ② 取扱金融機関(推薦) ③ 商工会議所・商工会(推薦)
地域産業等支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	地場産業:市町長(推薦) 商店街:商工会議所・商工会(認定) ベンチャー:県産業振興課(承認)
新産業創造資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	② 県産業振興課(認定) ③ 県産業振興課(補助金の交付申請書一式及び交付決定通知書) ④ 県EVプロジェクト推進室(補助金の交付申請書一式及び交付決定通知書)
創業バックアップ資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	②のア 商工会議所・商工会(推薦)

関係機関連絡先

長崎県信用保証協会 企画情報室 TEL 095-822-9176
 " 保 証 課 TEL 095-822-9172
 " 佐世保支所 TEL 0956-23-3295
 " 島原連絡所 TEL 0957-62-5580

長崎商工会議所(経営安定特別相談室) TEL 095-822-0111
 佐世保商工会議所(同 上) TEL 0956-22-6121
 諫早商工会議所(同 上) TEL 0957-22-3323
 島原商工会議所(同 上) TEL 0957-62-2101
 長崎県商工会連合会(同 上) TEL 095-824-5413